

第 84 回入札監理小委員会 議事録

官民競争入札等監理委員会事務局

第 84 回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成 21 年 3 月 24 日（火） 17:50～19:56

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 民間給与実態統計調査（財務省）
- 就労条件総合調査（厚生労働省）

2. 海外博覧会出展事業について

3. 実施要項（案）の審議

- 東京国立博物館等の施設管理・運営業務 ((独) 国立文化財機構)

4. その他

3 閉 会

<出席者>

(委 員)

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員、椿専門委員

(財務省)

国税庁長官官房企画課 笹方主任税務分析専門官、足立係長

(厚生労働省)

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課 小玉課長、武田統計専門官、野田補佐、秋山補佐

((独)国際観光振興機構)

海外プロモーション部 鶴岡部長、田中次長、伊与田マネージャー、藤内代理
観光庁国際観光政策課 山澤係長

((独)国立文化財機構)

本部事務局 金谷事務局長兼東京国立博物館総務部長
本部事務局 藤本課長、東京国立博物館 小寺室長

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官

○小林副主査 それでは、ただいまから第 84 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、財務省の「民間給与実態統計調査」、厚生労働省の「就労条件総合調査」、独立行政法人国立文化財機構の「東京国立博物館等の施設管理・運営業務」の 3 件の実施要項（案）と、「海外旅行博覧会出展事業」について審議を行います。

初めに、「民間給与実態統計調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、国税庁 長官官房企画課 笹方主任税務分析専門官に御出席いただいておりますので、前回の審議や意見募集の結果を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、御説明をいただきたいと思います。

説明は 5 分程度でお願いいたします。

○ 笹方主任税務分析専門官 笹方でございます。よろしくお願いいたします。

前回の御審議を踏まえまして、その後に、2 月の中旬から 3 月の初旬、約 2 週間程度ですが、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見は特に何もございませんでした。結果的に何もなかったということでございます。

また、前回の御審議でいろいろと委員の方からいただいた御意見も踏まえまして、「民間競争入札実施要項（案）」について、一部修正をさせていただいております。

変更点は、回収率のところですが、こちらを層別のみにいたしまして。そして、過去 3 年の最低値としていたのを、過去 3 年の平均値を取るように変更いたしております。実施要項（案）の 8 ページと 37 ページのところです。8 ページの下の方ですが、層別有効回答率の表が、局別になっておりました。それと、最低値という形になっておりましたけれども、これを平成 17 年から 19 年の調査における平均値を使わせていただいております。

同じく一番最後のページになりますが、37 ページの表も、こちらは 3 年分の国税局別、そして、階層別ということで並べておりましたけれども、かなりシンプルにして、3 年分の平均値を使うこととして、局別はやめております。

御審議の内容の中でもありましたけれども、この局別を外した理由としては、現在、平成 20 年分の調査を行っておるわけですけれども、回収率の状況を毎日のように見ながら、いろいろとスケジュールを組み立てておりますが、その中で、委託業者にとって、各國税局別の回収率を考慮しながら作業をするのは、非常に事務負担が大きいというところがわかつてまいりました。それで、そこは、局別というような国税固有の分け方をするのではなくて、単純に層別の有効回答率を使うことといたしました。

また、回答率についても、現在実施中の 20 年分の調査において、調査票とか、督促はがきの送付に際して、国税庁が今年実施していることを明示しました。昨年までは、業者の名前のみを使用した試行の結果、回収率が落ち込んだという状況もございましたけれども、今年は国税庁が調査しているということを明記したことと、「民間給与実態統計調査事務局」という名前を使うことによって、納税者なり、調査対象者から疑惑を招かないような試みをやりまして、そういったところで調査対象者からの不信感をかなり払拭することができました。そして、今年、未提出者に対して、はがきによる督促を 2 回実施しました。

こういった施策をいろいろ講じた結果だと思いますけれども、今年は、回収業務の全国展開は1年目ですが、かなり高い回収率が見込めると判断しまして、民間の創意工夫を求める観点から、目標とする有効回答率は、過去3年の最低値ではなくて、過去3年分の平均値に引き上げたという次第でございます。

昨日までの状況として、まだ無効回答の割合を精緻に見ておりませんけれども、形式上の件数回収率だけで言いますと、80%を超えるました。昨年が、無効票を含めて77%程度だったものですから、昨年の回収率は超えております。月末が最終期限になりますので、それまでにもう少し伸びるかなと考えております。そういったところも勘案した結果ということで、今回の改正に至った次第でございます。

簡単ではございますけれども、今回の改正させていただいたポイントでございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 前回の議論を経て、層別・国税局別というマトリックス的な有効回答率目標は煩雑ではないかということがありまして、それを層別に修正されたという点は、これを受ける民間事業者にとっても、煩雑さを避けるという意味では大変よろしいのではないかと思います。

それから、目標水準が過去3年間の平均値ということで、前回の提案が最低値ということだったので、最低値だと、ちょっと民間のいろいろな創意工夫を求めるわりにはちょっと低いのではないかというのがあります。その引き上げも適切ではないかと思っております。

あとは、平成20年で、たしか東京は既に民間委託されているわけですよね。そういう実績も踏まえて、是非、民間の創意工夫が生かせるような形で、質の良い統計調査ができるように期待したいと思っております。

私からは以上です。

○廣松専門委員 私も、今回修正された点に関しては、これでいいと思います。

ただ、更に欲を言うならば、平成20年分の調査において、19年に比べても回収率はかなり高い数値になっていますね。その意味で言うと、表としてはこれでいいと思いますけれども、実施要項の中の8ページにありますような質の努力目標として、平成20年を超えるような努力を民間事業者の方にやっていただければ、より望ましいのではないかと思います。20年分でかなりよくなつた直接の原因は、先ほど、国税庁が実際に調査をしているということを周知徹底するとか、いろいろ広報活動をなさつたのも一つの要因だと思いますが、ほかに、19年分と比べてこれだけよくなつた理由について、何か分析はなさっているのでしょうか。

○笹方主任税務分析専門官 まだ日々の進捗管理の方に追われているところでございますが、若干、地域特性があるのかなと。局別の回収率は要項（案）では意識しないようにしていますけれども、20年分調査の委託業者には事務負担にはなりつつも局別集計をやって

もらっておりまして、都市部の方が集まりが悪いという感じですね。地方の方が守ってくれる人も多いし、「督促はがき」という言葉の響きが悪いので、「提出のお願い」という形で出しておりますけれども、そちらに対しても非常に反応がいいものですから、こここのところのノウハウが、逆に、都市部の回収率をどうやって高めに上げるかといったところに生かせるかは、いろいろと業者とも検討していきたいと思います。今年は、20年分調査を委託した業者さんも、かなり統計に詳しいところでございまして、先ほど言っていました督促のはがきの文言に至るまで、こういった書き方をした方がいいとか、ちょっとした話ですが、太い字で書けとか、順番に書くところも、こういう並びで書いた方がインパクトが強いんだとか、我々の既成概念ではなかなか出てこないようないろいろなアイデアを出していただきました。それを十分検討をしながら採用していったというのは、結構複合的だと思いますけれども、今考えられるところでは、そういったところがかなり功を奏しているのかなと考えております。これに留まらずに、次の包括的民間委託に向けても、民間業者の新しい知恵とかアイデアをどんどん吸収していきたいと考えております。

○椿専門委員 私も、今回の扱いで妥当だと思います。一方で、前回までは、局別管理という形の思惑があったと思います。御説明あったとおりだと思うので、実態の中で、恐らく民間の方々がこういう状況だから、この地区はこれくらいなければいけないということを御自身で考えていくことにもなっていくと思います。結果として、どの地域が弱かったか、うまくいった、いかないというようなことは、評価の段階でまとめていただければ良いのではないかと思います。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、事務局は何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、これまで2回の審議を重ねてまいりましたが、本日をもって、小委員会での審議は概ね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容に等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、財務省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願ひいたします。本日は、ありがとうございました。

○ 笹方主任税務分析専門官 ありがとうございました。

(財務省退室、厚生労働省入室)

○ 小林副主任 続きまして、「就労条件総合調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、厚生労働省 大臣官房統計情報部 賃金福祉統計課 小玉課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容について御説明をいただきたいと思います。

なお、説明は 10 分程度でお願いいたします。

○ 小玉課長 御紹介いただきました厚生労働省の賃金福祉統計課長の小玉と申します。早速説明に入らせていただきます。

資料 B-1 が「就労条件総合調査」の入札実施要項（案）でございます。この調査は、毎年年明けの 1 月が調査期間ですので、調査を行う年度より調査の名称の方が 1 年先でございます。来年度の 21 年度の調査が 22 年調査でございますが、これはその次の 23 年調査と併せて、複数年契約を予定しております。

では、今年度の 21 年調査から、実質的な変更点を中心に説明させていただきたいと思います。

1 番については、他の調査の書き方に揃えているものでございます。

それから、2 番。これは、民間事業者にやっていただく業務の内容と確保されるべき質でございます。(1) の調査の概要等については、1 ページと 2 ページのイやウについては、実質的な変更はございません。エの「調査事項」ですが、この調査は、労働時間制度は毎年、定年制等は、17 年調査以降は毎年調査しております。これに加えて、ローテーション部分の項目があります。なお、22 年の調査は、今、総務省に承認申請中でございますが、3 ページの途中からの 23 年調査については、手続的には来年決まるものでございますので、「変更の可能性あり」と書いた上で、ローテーション部分で(ウ) の「労働費用に関する事項」を仮置きで書いております。

それから、4 ページからの(2) の請負業務の内容ですが、アは実質的な変更はございません。それから、イの「厚生労働省からの貸与物件」ですが、(ウ) の公印の印影を加えております。これは、挨拶状や督促状等に用いることを想定しているもので、21 年調査の要項では明記しておりませんでしたが、昨年の入札に参加した企業では、幾つか公印を用いて督促状等を出した方が効果的であるという提案があったことなどから加えたものでございます。それから、ウの「業務内容」については、(ア) までは、実質的な変更はございません。それから、5 ページの(イ) ですが、①について加えております。これは、民間事業者が自分の事業などで有する情報がありますので、調査対象企業が既に廃止されているなどについて把握している場合がございますが、そういう場合には、それを承知で調査票を送るのも無駄なことになりますので、調査の前に事前に連絡してもらって、その分の

調査対象名簿を入れ替えた方が効率的だということでございますので、また、有効回答率の確保にも効果的であるということで、今年度も業者の提案で行ったのですが、そういうことができる旨を加えたものでございます。民間事業者のアピールポイントにしていただければと考えているところでございます。以下、(ウ)とか(エ)、それから、6ページの(オ)については、実質的な修正はございません。それから、(カ)の「督促業務」については、②の公印については、先ほどと同様な趣旨から加えております。それから、7ページの(キ)から(ケ)についても、実質的な修正はございません。また、8ページの(コ)、それから、エの「納品物件」についても、実質的な変更はございません。オの「情報セキュリティ管理」は、非常に重要なことでありますので、まず、②で調査関係書類の複写とか、貸与とか、提供してはならない相手方である第三者につきまして、今年度の要項では、ただ「第三者」としか書いてなかったのですが、8ページの一番下の行を追加して、その「第三者」の範囲を明確にしています。次に、9ページの③の2行目ですが、多少技術的な話ですが、今年度の要項では、「データ消去等の適切な処置を行う」としか書いてなかったのですが、民間事業者で業務に従事する方が、自分のパソコンからはデータを消したつもりでも、サーバとか、ほかの記憶媒体に残っていることがございますので、「記憶媒体からの一切の消去」と明記したものでございます。また、⑤ですが、情報セキュリティ上の問題が派遣労働者等から起こることが多々ありますので、守秘義務等に関する業務従事者への研修として、括弧書きで、これらを除外しているわけではなくて、含めて計画してほしいということを明記したものでございます。

それから、(3)の「業務受託に関する留意事項」につきましては、変更はございません。

それから、(4)の「業務に当たり確保されるべき質」ですが、9ページの一番下の行から10ページのイについては、実質的な変更はございません。それから、ウの6行目ぐらいからの「なお書き」の箇所ですが、今年度の要項では明記をしておりませんでしたが、廃業等によって調査不能客体が発生した場合には、その分について調査客体を追加抽出すれば、有効回答率の維持・向上につながるということで、昨年のこの委員会でも21年調査では認める予定である旨を説明したと認識しておりますが、実際にも行いまして、現時点でも、有効回答率で約3%分ぐらいの効果があったわけでございますが、民間事業者は、そういう追加抽出を厚生労働省に依頼できるという旨を加えたものでございます。

その次の(ア)や(イ)については、別資料の資料B-2とB-3を用いて説明をさせていただきたいと思います。まず、順番が逆で恐縮でございますが、資料B-3、横長の「就労条件総合調査の有効回答率に影響を及ぼす要因と各調査年の状況」を見ていただきたいと思います。昨年のこの委員会で、昨年度の20年調査の有効回答率が低かったという要因について御議論がありまして、今回、説明を申し上げる必要があると認識しておるわけでございます。調査全般にわたる環境が厳しくなっていることはありますが、それ以外に、この調査特有の問題として、3点整理したところでございます。第1の要因は、「調

査の対象範囲」です。19年調査までは、本社30人以上を対象としていたのですが、調査結果は、企業規模30人以上ということで表章していたこともあります、20年調査からは、総務省の指摘もありまして、調査の対象範囲も企業規模30人以上に拡大しています。20年調査におけるこの影響は、3.1%でございます。この調査の対象範囲については、民間競争入札の対象としております21年調査以降も同様でございます。

2番目は、調査方法でございます。19年調査までは、郵送と訪問の併用で行っておりましたが、20年調査は、完全に郵送のみで行いました。なお、19年調査以前の郵送と訪問のウエートでございますが、従前、訪問が中心だったものが、だんだん郵送中心になっておりましたので、20年調査では、調査方法の変更に伴う影響は数%程度と考えております。この調査の方法については、民間競争入札の対象となった21年調査以降においては、入札要項で、「郵送または訪問（併用可）」としておりまして、また、「厚生労働省としては、郵送を基本とした上で、調査員を効果的に活用することを想定している」としているのですが、今年度の21年調査で入札に参加した企業の多くも、回収については郵送を中心としながら、一部訪問と併用という企画書が多くなったこともございますので、今後もそうなる可能性が高いと考えており、これは実態としては、19年調査以前の数年間の形に近いと考えております。

それから、3番目の要因は調査項目です。（注2）にありますように、「労働時間制度」とか、「定年制等」を最近は毎年調査しているのですが、それに加えてローテーション部分がございまして、5年に1回、「退職給付制度」を調査するときは、記入者の負担の関係もありまして、有効回答率が目立って落ちる傾向がございます。20年調査でも、このことに伴う影響は7%か8%ぐらいに相当するぐらいあったとしても、不思議ではないと考えております。今回の対象の22年・23年調査は、いずれも「退職給付制度」は入らない計画となっております。以上のことから、20年調査は、有効回答率を確保する観点からは厳しい条件が揃った中で行われたということ、それから、今回の対象であります22年と23年の調査は、17~19年の調査の環境から、調査の対象範囲を変えたもの、そういうものに概ね相当するのではないかという、この2点が言えるのではないかと考えております。

次に資料に戻っていただきて、B-2でございますが、「有効回答率の目標設定の考え方について」というペーパーをご覧いただきたいと思います。1番の注にも書いておりますように、今年度の21年調査に関する目標を入札要項から抜粋したものでございます。全体の有効回答率と企業規模別の有効回答率との2つ目標がございまして、それぞれについて、最低水準と目標水準という2段階的な設定になっているところでございます。

次のページというか裏側をご覧いただきたいと思います。これは、22年と23年の目標設定についてでございますが、20年の調査は、有効回答率を確保する点から厳しい条件が揃った中で行ったということで、その実績値は、どんな年でも最低限上回っていただきたい水準にふさわしいと考えております。また、22年と23年の調査は、17~19年の調査の環境から、対象範囲を変えたものに概ね相当するということで、この期間の実績値は、達

成に向けて努力すべき目標としてふさわしいと考えているところでございます。これらのこと踏まえて、まず、(1) にあるように、2段階的な設定の仕方を維持したいと考えております。22年、23年が複数年契約であることからも、こういう2段階的な設定は有効と考えているところでございます。

次に、(2) の「全体の有効回答率」ですが、繰り返しになりますが、既に申し上げたことから、①の最低限の達成すべき水準としては、引き続き 20 年調査の実績 68.2%と想定しています。一方、②の達成に向けて努力すべき目標としての有効回答率としては、これも先ほどから申し上げておりますことから、17~19年の3年間の平均の 81.2%に、20 年調査から調査対象範囲を拡大したことの影響、3.1%ですが、これを考慮した 78.1%としたいと考えております。また、(3) にありますように、「企業規模別有効回答率」につきましても、今申し上げた考え方を準じて設定することとして考えているところでございます。

では、入札要項（案）に戻っていただきたいと思います。10 ページの（ア）から 11 ページの上の表までは、以上のような考え方と内容で修正をしております。

11 ページの（5）から 12 ページの 5 番の（2）のアまでは、実質的な変更はございません。それから、イの「企画書の内容」ですが、項目自体の変更はしておりませんが、今年度の企画書の審査の経験から、審査の際に重要な「最低限記載していただきたい事項」につきまして、ここに明記した方が民間事業者にとってもわかりやすくて、その中でアピールポイントを明確にした企画書がつくりやすいだろうという考え方で、加えているところでございます。

それから、13 ページの 6 の落札者の決定方法ですが、(1) の質の評価については、アの必須項目とイの加点項目とで行うことは変化ありません。

14 ページの（2）のイですが、総合評価は、技術点と価格点の合計で行いまして、昨年でのパブリックコメントでの御意見等を踏まえて、その割合を 2 : 1 にしていることは変わりないのですが、評価項目の関係で、満点がやや高くなっているところでございます。

以下、14 ページの下半分は、修正はありません。

15 ページの 8 の（1）についても、実質的な修正はございません。それから、(2) の「調査」は、民間事業者が行った業務に関して、厚生労働省が行う調査でございますが、このイの調査客体への調査については、今年度の要項では電話としていたのですが、調査客体に答えていただきやすいのはアンケートの方だろうということで、アンケートに変更しているものでございます。また、このように調査を行う関係で、16 ページの（5）のアの（ア）ですが、民間事業者は、業務を日本国内で行うことという内容を加えております。以下、17 ページのクまでは、実質的な変更はございません。17 ページのケの「再委託」ですが、このうち（イ）で、企画書で記載をしなければならない「再委託」に関する事項は何かということを 2 行目から 4 行目の括弧の中で具体的に明記しております。（ウ）に変更はなく、（エ）と（オ）は、各調査並びの書き方に整理しております。それから、18 ペ

ページの（カ）ですが、事業の枠組みとしては、再委託までしか想定していないことなどがありますので、再々委託の禁止を明確化しております。

以下、19 ページの 10 の（3）までは、実質的な変更はありません。

(4) の「意見聴取」ですが、再委託先を除外する理由もございませんし、重要なことでございますので、再委託先を含むということを括弧をして明示しております。

その後、本文のところでは、実質的な変更はないと考えていただいて結構でございます。

重要なところですので、24 ページの評価項目だけ最後に説明をさせていただきたいと思います。色がついているところが必須項目、白いところが加点項目でございます。まず、変更点は、2.1 の事業実績については、今年度は、統計調査業務とアンケート調査業務等の実績があるかというものが必須項目で、それに 3 つの加点項目が加わっております。それは、6 千件以上の統計調査の受託実績があるか、6 千件以上のデータ処理実績があるか、ISO の認証を受けているかということだったのですが、今年度の入札に参加した企業の多くは、この調査の規模である 6 千件以上の大規模な実績がございますので、また、データの処理実績は、一般的に統計調査の実績に含まれるだろうということで、まずは、企画書の作成のしやすさ等も考慮し、そこにあるように整理しているものでございます。なお、2.1 の加点項目の点数、合計 15 点は、変更はございません。

以下、既に申し上げたことに伴う変更が少しございますが、3 番の「個別業務の実施方法」ですが、3.1 から 3.3 までについて、調査の実務に合わせて再編成をしておりますが、全体での評価項目の数と得点には、変更はありません。それから、3.4 の「問い合わせ・苦情対応」については、今年度は必須項目がなかったのですが、ここだけ必須項目がなくてもよいという合理的な理由もありませんでしたので、今回は加えております。それから、一番下の「データ入力」について、今年度は評価項目にしていなかったのですが、重要な業務の一つということで、ほかの例も見て、評価項目に加えております。これを入れた関係で、先ほど申し上げている満点がちょっと上がっているということでございます。

それ以降は、実質的な修正はございませんので、説明を割愛させていただきます。

説明は以上といたします。御審議の方をよろしくお願ひいたします。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 まず、2 ページから 3 ページの実施要項で、調査項目で、23 年調査については、変更の可能性ありとなっていますが、B-3 のいわゆる調査ローテーションでいくと、平成 23 年度は、賃金制度と労働費用の、3 ページの（ウ）のところが労働費用に関する事項が入って、ここはほぼ固定されていると。そうすると、「変更の可能性」は、どういう部分を言うのでしょうか。

○小玉課長 （ウ）の「労働費用に関する事項」は、総務省との関係がありますが、調査のローテーションを定期的に行うという意味で、この大項目の「労働費用に関する事項」は、厚生労働省としては、絶対に変えるつもりはございません。その中の細部、例えば、

現金給与を実際に聞くかとか、教育訓練費を実際に聞くかとか、そのレベルではちょっと変更があるかもしれないという程度の話と御理解いただきたいと思います。

○逢見副主査 恐らく、民間事業者にとっては、「変更の可能性あり」といったときに、かなりボリュームが増えるのではないかとか、ここに記載していないことが業務として増えたら困るというのがあるという、そこは余り心配しなくてもいいということなんですか。

○小玉課長 「変更の可能性があり」は、最近の統計調査の調査項目を決める段階では、減ることはあっても、増えることはないということでございますので、具体的に、また、入札説明会とかそういうところでは、しっかりと説明をしたいと考えております。

○逢見副主査 それから、調査不能客体のところについて、これは既に平成 20 年度から、民間事業者が追加抽出を依頼するということをやっているわけですよね。実際、どの程度の効果があったのでしょうか。

○小玉課長 今年度、調査の名前は 21 年調査ですが、全体の標本の数は 6,147 でございます。このうち、代替抽出を行ったのが 369 件でございます。冒頭に申し上げましたように、1 月時点の調査で、民間事業者の場合は、大体年度末近くで、実質上、業務は撤収に入っておりますが、1、2 週間前までは、本当に努力して督促等を行っていただきましたので、その効果による郵送で戻ってくるとかというのが実はまだありますて、毎日ちょっとずつ上がっているのですが、先週末の段階で、代替抽出を行った効果で有効回答が得られたのが 187 ございます。先ほど、説明を早口で申し上げましたが、したがって、約 3% 分の有効回答の確保に効果があったと評価しております。

○逢見副主査 それから、もう一つは、調査対象範囲が、本社 30 人以上から企業規模 30 人以上になったと。そのことによって、資料 B-2 の有効回答率の目標設定に影響を与えているわけですね。これは委員限りの紙ですが、民間事業者は調査要項を見て判断するんですが、そこにはそういう部分がちょっと読み取れないのではないかと思うんですが。例えば 10 ページの（ア）の「全体の有効回答率」に、平成 20 年調査からの調査対象の拡大による影響を考慮した率である 78.1% を目標とし、とありますが、「調査対象の拡大による影響を考慮した率」が、これだけを見ると、何か出てこないように思うんですね。例えば、26 ページの別紙 4 の「従来の実施状況に関する情報の開示」のようなところに、何かそういうものが読み取れるような記述があった方がいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小玉課長 御意見の趣旨は、私どもはよく理解しているところでございます。少なくとも 17 年～19 年の有効回答率の平均が 81.2% だったのは事実ですし、今年度の要項でも書いている話ですので、その辺は何らかの形でわかるように検討をさせていただければと思います。

○小林副主査 今の 27 ページの 4 は、19 年度調査のこれは客体数も増えていますね。このところとかにも、何か記載したらわかりやすいのではないかと思ったんですが、どうですか。

○小玉課長 ちょっと実務的な話で恐縮ですが、18年度から19年度にかけて、調査対象数が増えているのは、先ほどもちょっと触れましたが、調査対象の範囲を、「本社30人以上」から「企業規模30人以上」に拡大したということの影響が多いものでございます。確かに御指摘のように、書くとすれば、この場所か、もしくはいずれにしても、別紙4の中のどこかの場所がいいかと思いますので、ちょっとその方向で検討をさせていただきたいと思います。

○小林副主査 ほかに、いかがですか。

○廣松専門委員 今のことですが、そうすると、今回直接の対象になります22年、23年に関しては、「企業規模30人以上」ということで、それを「本社30人以上」に戻すことではないわけですね。

○小玉課長 「本社30人以上」に戻すのは、調査結果を表章する上でも、はっきり申し上げて問題だと考えておりますので、戻すつもりは全くございません。

○廣松専門委員 わかりました。

これは、最初に逢見副主査が御質問をされた点と関連しますが、恐らく、現在の経済状況からいくと、この賃金制度等は大変注目を浴びるところだろうと思います。ただ、その詳細については、この調査に調査項目を上乗せして調査するというよりも、多分、別の形で、特別調査のような形で行われるのではないかと思います。したがって、この就労条件について定期的に行っているものに関しては、先ほど御説明があったとおり、その変更すべき部分は、総務省との交渉の中で出てくる比較的小さな変更ではないかと私も思います。

従って、ここでの議論では、10~11ページの有効回答率の計算根拠に関して、3.1%のところを補足していただければ、どういう根拠でこの数値が出てきたかということが明らかになると思いますので、それでいいのではないかと私は思います。

ただ、1つ質問ですが、これはフローチャート、30ページ、別添2ですが、「不明企業の調査・確認」という作業があり、それで、「名簿の修正」をする。これは平成21年の調査のときに、実際に受託した民間の事業者が行った部分ですね。これを平成22年、23年の調査のときにも、民間事業者の創意工夫の一つとして、これを求めるという考え方でよろしいですか。

○小玉課長 私どもとしては、こういう追加抽出は、先ほど申し上げましたように、有効回答率の確保に対しての一定の効果が現にあるわけでございますので、有効と考えております。今回、先ほど申し上げましたように、この要項にも、事業者が厚生労働省にそういう追加抽出を依頼することができると明記したいと考えております。なお、形式的な面を多少補足させていただきますと、中には、そんなことをやらなくても、こういう目標は絶対達成できるという自信満々の事業者がいらっしゃる可能性もございますので、そこは、追加抽出を依頼しなければならないと書くのではなくて、あくまでも民間事業者の発意というか、自発的なお考えで依頼することができると、そういう位置づけなのかなと考えているところでございます。

○廣松専門委員 そうすると、24ページの評価項目の中でそれを必須項目にはしていないのは、そういう考え方でしていないということでおよろしいんですか。

○小玉課長 はい、そういうことでございます。

○椿専門委員 調査客体に関してですが、勿論、母集団のフレームからなくなっていることが前提ですよね。括弧書きに、廃業、休業、合併企業がというふうに入っているわけで、これは民間側が調査した段階で、そういう状況がわかったということで、それ自身は最終的には、厚生労働省さんの方で、確かに母集団から消えた集団であるということを、チェックしたと考えてよろしいのですか。

○小玉課長 廃業とか、それがわかる段階といたしましては、一番典型的なのは、挨拶状とか調査票を送られて戻ってきたということでございます。それについては、戻ってきても、その企業自体は存在しているとか、住所移転をしたとかという可能性もありますので、そこを調べていただくというのは、この調査要項上で、民間事業者さんのお仕事ということにさせていただいて、ただ、そういうことをやっていただいた中で、これは調査不能でしたということを出していただいて、その分を追加抽出させていただくと。勿論、本来であれば、厚生労働省の方が、逐一同じような労力をかけてチェックすべきなのかもしれません、それでは、民間競争入札をした意味がありませんので、そこは民間事業者さんの結果を信頼することになるかと考えております。

○小林副主査 よろしいですか。

○椿専門委員 はい、結構です。

○小林副主査 それでは、時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から案の公表、意見の募集等について、確認はないでしょうか。

○事務局 今後、御指摘を踏まえたもので実施要項（案）を公表させていただきまして、意見募集の手続を進めさせていただきたいと思います。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、厚生労働省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討していただくようお願ひいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。本日は、ありがとうございました。

○小玉課長 どうもありがとうございました。

（厚生労働省退室、（独）国際観光振興機構入室）

○小林副主査 続きまして、「海外旅行博覧会出展事業」の審議を行います。

「海外旅行博覧会出展事業」については、昨年10月の第61回入札監理小委員会で、既に実施要項を議了しておりますが、この実施要項に基づき民間競争入札を実施した結果、(独)国際観光振興機構におかれましては、自ら事業を実施することが適当であると御判断されたということですので、改めて審議することにいたしました。

本日は、(独)国際観光振興機構 海外プロモーション部 鶴岡部長に御出席いただいておりますので、自ら事業を実施することが適当と御判断された経過、今後の対応方針について、御説明いただきたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○鶴岡部長 私に代わりまして、田中次長から、御説明させていただきます。

○田中次長 海外プロモーション部の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

委員会の決定に基づきまして、去年の11月より、スペインで行われます旅行博出展事業の入札手続を開始いたしました。企画書の提出を受けまして、2月27日に開札を実施いたしました。12月に実施しました説明会には、9社に御参加いただきまして、そのうち4社から実際に企画書の提出を受けました。2月27日の開札の結果、あいにく4社とも、予定価格を大幅に超えた額を提示していたということで、最終的に、結果として、不落という結果になりました。

開札をしてから、その後、これらの4社の方々に対して、価格が高くなかった理由と、それから、仕様書上、対応が困難な項目があったかどうかということに関して、ヒアリングを実施いたしました。その結果、各社とも、仕様書の内容自体は、正確に理解をしておりまして、実施が困難な項目は特になかったということ。それから、価格面に関しては、この旅行博の出展に関する事務局を設置する場合の、事務局の体制維持にかかる費用、それから、これはヨーロッパで行われる事業ですので、為替のリスクへの対応、それから、海外での事業経験の度合いによりまして、現地のコーディネーターの使用に関して、各社とも差があったということで、私どもの予定価格とは大分乖離があったことがわかりました。

これらのヒアリングの結果を踏まえまして、入札条件を変えれば可能かどうかということを社内で検討をいたしました。論点としては、これは約1年近くにわたる契約ですので、契約期間を短縮することによって、事業者の負担が軽減できるかどうか。それから、為替リスクが介在してきますので、この辺のリスクの負担が軽減できる方策があるかどうか。それから、ブースの装飾費用に関しても、更なる上乗せが可能かどうかということで検討をいたしました。

まず、契約期間の短縮に関しては、この事業は、4月から共同出展社の募集を開始しなければ間に合わないという性格のものですが、この部分は除外したとしても、実際に、出展の申込の期限が6月になります。その後のブースの運営計画の策定、これらの事業の一部分を切り離してしまった場合には、実際の契約期間は半年間ということになってしまい

まして。また、当初予定していた包括的な出展業務に比べると、かなり小さな規模の事業になってしまうということで、契約期間の短縮は、この事業の場合には現実的ではないだろうと考えております。

○徳山企画官 ちょっとよろしいですか。実施要項の 21 ページをごらんいただいた方が。

○田中次長 失礼いたしました。この点線で囲った部分が、当初予定していたこの事業の範囲なんですが、契約期間を短縮してしまうことによって、かなり規模が縮小されてしまうということで、現実的ではないのではないかという結論です。

それから、為替リスクに関しては、J N T O の中でも、これまでの実績を踏まえて、為替リスク等を見込んだ予定価格を設定しておりましたので、為替リスクの対応に関しては、各社独自の対応方針がおありますので、これを仕様書で縛ることも逆に現実的ではないだろうということで考えております。

それから、ブースの装飾費用の更なる上乗せという点ですが、今回応募された事業者に関しては、従来の出展の規模等を理解した上で御提案をいたしております。これに対応するために、更に装飾費用を上乗せしていくことも考えられますが、逆に J N T O の内部の予算の制約もございまして、この事業の拡大に関しては、現段階ではなかなか難しいと考えております。

以上、入札条件の見直しの可能性を考えましたが、実際には難しいだろうと私どもは考えております。

それから、今回は、説明会を 12 月に開催しましたが、これは 9 社の方々に出席をいただきまして。実際に 4 社から入札がございました。ということで、本件は、十分に公告に関しては周知をされていただろうと考えられます。したがいまして、今回の予定価格と入札価格との乖離がかなり大きかったという結果を考えますと、条件を変えて行わないで、再度公告をした場合でも、全く新たな事業者が出てくる可能性は低いと思われますので、民間事業者が落札する可能性は極めて低いと考えられます。したがいまして、出展の申込が今回は 5 月ということで迫っておりますので、速やかに準備を進める必要もございますので、今回、この事業に関しては、J N T O 機構自らが実施いたしたいということで、お願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 入札に参加した 4 社は、いわゆる海外における博覧会、こういうブース出展のようなものについての経験とか、実績とかあった企業なんでしょうか。

○田中次長 今回、応募をされました 4 社に関しては、過去にその経験を十分にお持ちの会社が中心でございました。

○逢見副主査 でも、価格が非常に高いものしか出さなかったということは、ここの理由にあるように、為替リスクは別にして、人件費ということなんでしょうかね。

○田中次長 実際の内訳を拝見しましたところ、私どもの予定していたものとの乖離が一番大きかったのは、現地での対応に関する人件費、この部分が一番大きかったという結果でございます。

○逢見副主査 機構としては、そこはどういうイメージ、そんなに常駐して、期間中ずっと人がいなくてもできるはずだというふうに見たんですか。そういうことではなかったのですか。

○田中次長 出展に際しまして、様々な役割があると思うのですけれども、機構の場合には、1人で何役もこなしてきているのですけれども、今回、応募された方々は、実際に事務所を現地にお持ちというところはございませんので、その役割ごとに現地での個別の方々にお願いをするということで積算をした結果では、かなりの額になってしまうというのが原因だったと思います。

○小林副主査 今の御回答からすると、現地に事務所なり何なりがあって、そこのスタッフが適宜業務をこなせるという条件であれば、比較的人件費の部分はそれほどコスト高にはならないけれども、というようなことですか。つまり、この業務自体が、トータルのボリュームとしては、それほどスケールメリットといいますか、そういうものがないもので。ただ、期間としては、その期間きちんと仕事をやってもらわないと困るといったことなので、その意味で、もう少しスケールが大きいと、民間事業者にとっても、もう少しコストを効率的にカウントすることができたと考えられるということでしょうか。

○鶴岡部長 そのとおりだと思います。応札をした事業者は、実は、アジアの例えば中国とか韓国とか、こういった大規模な、スケールメリットのある、ここは実際に受託してやっているんですよね。ところが、この程度の規模といいますか、しかも、遠隔地であると。日本から直接する部分ができなくて、どうしても現地に依頼する部分がある。この辺で、多分価格の乖離が出たのだろうと我々は想定しております。

○小林副主査 そうすると、こういった民間の創意工夫とか、民間のアイデアを使ってもっといい事業をしていくこうといった場合に、こういう事業を出してくる場合に、もう少しスケールの点で、考慮すべき点といいますか、今後、工夫するような部分があるというように機構ではお考えでしょうか。

○鶴岡部長 そうだと思います。そういう段階だったらば、完全にスケールの問題とかがクリアできれば、想定価格内に入ることは十分可能だと。ただ、このケースに関しては、そこまでいっていないという状況であるというふうに理解しております。

○小林副主査 あと、もう一点、9社説明会に来られているじゃないですか。5社は出して来なかつたということなんですけれども、4社についてヒアリングをされていますけれども、残りの5社は、どういう理由が考えられますか。

○鶴岡部長 入札に参加した4社に対してのみヒアリングをしまして、それ以外の社からは聞き取りを行っておりません。ただし、これは想定なのですが、本件が海外における事業ということで、必ず現地のどこかに再委託する必要が出てまいります。こうした再委託

先なり、自前のネットワークがないと、多分この事業の実施は無理だと。応札しなかった社は、自前のネットワークでは無理である、または、委託先がないと判断したがゆえに応札しなかったのではないかというふうに考えております。

○小林副主査 今、いろいろ伺ったようなことをもとにすると、この事業自体は、機構自らやるのが適切というふうに御判断なさったわけですけれども、当初から、こういう事業の規模で、こういう事業の内容であれば、機構御自身も入札に参加するといいますか、それは官民競争のような、機構は機構の部分でメリットがあつて、この業務に対して、いろいろなメリットをお持ちなので、その意味で非常にコスト競争力もあるということなので、官民競争入札のようなことをお考えになる余地はございますか。

○鶴岡部長 これは、機構の事業としてやっている理由が実はございます。民間主導ができる事業については民間主導でやるべきことなんですけれども、民間だけでは難しい部分がある。その部分を機構がお手伝いするというのが基本の考え方です。この事業では事業費の半分は民間の方に出資していただいているが、これが 100% 民間でできるということであれば、我々としては、そちらにまかせたいという気持ちであります。

したがって、もともと民間ができるような業務は、機構はやる必要はないだろうという観点で、これはどうしても機構がその役割を果たすことが必要であろうということで、事業としてやっているわけなんですね。したがって、そういう観点で、結果的に機構がやらざるを得ないということは、そういうことかなと我々としては理解しているのですけれども、回答になっていきますでしょうか。

○小林副主査 はい、了解いたしました。

ほかにございますか。

○逢見副主査 今回、機構が自ら実施することになったのは、これは時間的な制約もあって、やむを得ないと思いますが、機構自ら実施するという場合のイメージですが、要項の 24~25 ページに、従来やってきた実施方法が図で書いてあるんですが、平成 19 年のような形でやると理解していいんですか。

○伊与田マネージャー 実施要項の 24 ページに書かせていただいている平成 19 年度のものと同じような形でやることを考えております。

○逢見副主査 わかりました。

今回は、こういう形でやむを得ないと思うんですが、今後のことを考えたときに、9 社説明会に来て、4 社からは応札があったわけですから、こうした事業に関して民間事業者が関心を持っていることは、事実としてあるのだろうと思うんですね。ただ、場所がちょっと遠くて、しかも、規模が小さいところがあつて、なかなか民間事業者が引き受けるにはコスト高になってしまったということだと思いますので、次に考えるときには、もう少し実施方法、あるいは対象の拡大とか、そういうことを検討して、せっかく民間が関心を持っている分野があるですから、芽を摘まないことをお願いしたいと思います。

○小林副主査 今、逢見副主査のおっしゃったとおりだと思いますので、よろしくお願ひ

いたします。

それでは、時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○小林副主査 それでは、本事業につきましては、(独)国際観光振興機構が自ら実施することとし、監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林副主査 ありがとうございます。

委員の先生におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員に結果を送付していただきます。

では、本日はありがとうございました。

○鶴岡部長 どうもありがとうございました。

((独)国際観光振興機構退室、(独)国立文化財機構入室)

○小林副主査 続きまして、「東京国立博物館等の施設管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、独立行政法人国立文化財機構 本部事務局 金谷事務局長 兼 東京国立博物館総務部長に御出席いただいておりますので、前回の審議を踏まえた、民間競争入札対象業務の検討結果について、御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○金谷局長 それでは、前回の御議論をもとに、資料4-1ということで、私どもの施設管理・運営業務の対象業務、特にその中で御指摘のあった、監視等業務を民間競争入札の対象とするかについての御説明をさせていただきます。

前回の3月3日の入札監理小委員会の審議を踏まえまして、監視等業務を民間競争入札の対象とするということで、博物館・文化財研究所の中で確定してございます。

ただ、2番目に書かせていただきましたが、この時期についてでございますが、監視等業務は、前回も御説明申し上げたとおり、館の運営に非常に深くかかわっているということもあり、業務の質を確保すると、これはまさに館の生命線みたいなところがございますので、業務の質の指標とか仕様づくりに対しては、結構慎重な検討が必要だと思いますし、それについても、かなり緊急にと申しますか、しっかり詰めていかなければいけないこともありますし、10月から実施する設備保守、それから、清掃等の業務等、同時期にはなかなか出せないのでないかということでございますので、平成22年の4月からの実施ということでお認めいただければと思っております。そういう意味でスタート時期がずれますが、

終期を合わせるような形で、その両業務が今後一緒にになって出せるかどうかについても、その後の検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御意見・御質問をお願いいたします。

○逢見副主査 前回、かなり長時間議論をした点でございますが、前回の議論を踏まえて、監視等業務についても、民間競争入札の対象として検討するということですが、検討を実施される期間は対象となるというふうに理解したいと思います。

入札の時期については、10月の設備保守と清掃と合わせることは、現実的にはなかなか難しいだろうと思いますので、そこははざれることはやむを得ない。ただ、先ほど局長が言わわれたように、終期は合わせていただいて、将来、これを一つとしてやるかどうか、それは検討課題ではありますが、終期が合ってないと、実際にやろうとしてもできないわけですから、そこは、是非、そういう形でお願いしたいというところです。

○小林副主査 ありがとうございました。

今の逢見さんの指摘されたとおりだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、本件の監視等業務についての今後の議論は、事業期間や施設管理・運営業務等の包括化等も含めて、施設・研修等分科会で議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、施設管理・運営業務の実施要項（案）について、御説明をお願いいたします。

説明は10分程度でお願いいたします。

○金谷局長 それでは、主に「東京国立博物館等の施設管理・運営業務民間競争入札実施要項」の素案という形で、御説明をさせていただきたいと思います。

当然、趣旨は御承知のとおりでございますが、法律に基づきまして、公共サービスの改革を行うということで、国民のためにより良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指すということでございまして。機構といたしましても、公共サービス改革基本方針において、対象とされた東博等の施設管理・運営業務の実施要項を定めるということでございます。

続きまして、通し番号の4ページになります。実際の本件業務の内容としては、東博、それから、敷地的にすぐ向かい側ですが、黒田記念館がございます。御寄贈いただいた柳瀬荘という建物がございまして、あと、東京文化財研究所と、これは東博と同一敷地のような形になってはございますが、それぞれ区分されてございます。トータル土地面積としては、全体12万余の土地面積があり、建物面積としては、東博として、延べ床で7万余、それから、東文研として1万余ございます。これは、後ほど、規模設定とか、規模要件のところの参考数値となるものでございます。

それから、本件業務の実施内容として、5ページ目の下の②から次のページにかけて、次のページの6ページ目のア～クまで、いろいろな設備関係、保守点検業務、それから、

ビル管理、清掃、構内樹木維持管理、それらの統括業務というふうにしてございまして、以下、クまでが先ほど申し上げたとおりの内容でございます。

続きまして、③に、「業務実施に当たり確保されるべき質と評価の指標」でございます。まず、全体としては、これらの業務は、現在もそうですが、当然、法定点検が定められておりまして、それに基づいた点検項目、点検指標はもう法律で定まっているものでございますので、そこは省略をしてございます。その上で、「包括的な質の設定」として、aとb、継続性の確保と信頼性の確保という形におきまして、いわゆる一時的閉館、開館不能の状態を招くような瑕疵の発生がないようにと。

実は、このことについては、つい先日、九州国立博物館の空調の改修をやっていた際に事故が起きました、休館をせざるを得ない状態になりました。実際に、作業者のうちお一方亡くなられてございます。博物館としては、そういうことは絶対あってはならないことなんですが、残念ながらそういう状況に陥ってしまったと。九博は新しいものですから、発注自体が包括的にやられておりまして、鹿島建物という、鹿島建設の子会社がやっていましたが、建築が専門なので、設備系は、設備の事業をやっていた大気社というところに下請を出していた。更に、大気社自体は設備のゼネコンさんなので、実際のメンテナンスについては、機械をつくった前川製作所というところに孫請に出していた。前川製作所は、機械の製造のために、更に、メンテナンス会社に曾孫請を出していた。実は、その曾孫請は代理店だったものですから、実際の仕事をしていたのは、やしゃごの業者でございまして、そのやしゃごの業者の方がお一方亡くなられたということがございます。

そういったことで、指標としては非常に漠然としているかもしれません、私どもとしては、絶対あってはならないということを網羅的に考えた上で、こういった形で定めたものでございます。同じようなことがつい昨日、成田空港でも起こったりしてございますので、こういった形のものは是非とも必要なのかなと思っております。

一方、一般的な水準については、法的にすべて定まっていますので、その項目たるや、何十、何百項目とございますので、それは法律に委ねるという格好にして、法律にない清掃と植栽については、個別業務の質の設定をいたしまして。これらは、法的な制約も、どちらかというと主観的な部分が多いものですから、アンケートも不満足度5%以下という設定をさせていただいたものでございます。

それから、続きまして、7ページ目ですが、「モニタリングの実施」でございます。当然、モニタリングが必要になってくるわけでございますが、東博への報告は、当然毎日作成して、業務日誌を提出していただくこととか、苦情処理などについても御報告をいただくというようなこと。それから、先ほど来申し上げている、館の運営に影響を及ぼす事態が発生した場合、もしくはおそれがある場合は、報告をいただくというようなことでございます。一方、その遂行状況の確認ということでは、下にモニタリング評価委員会がございますので、そういったところでモニタリング項目なども検討した上で、当然、実施業務を受けた会社と東博でいろいろと協議をしながら、どういったものについてモニタリング

を行っていくかということを定めてまいりたいと思っております。そういったことに対する確認・評価をする。そういう中で、これぐらいは最低限やらなければいけないなというものを3つ挙げていて、それ以外に協議結果として幾つかプラスアルファになるんだろうなと。最低限やるのは、展示場内の環境調査と清掃・植栽管理状況が必須項目かなと考えているところでございます。

続きまして、9ページ目ですが、業務実施期間は、本年10月1日～24年3月末までの2年6か月、委託費の支払、それから、変更についても定めてございます。

続きまして、10ページ目、11ページ目に、参加資格を定めてございます。参加資格については、当然、いろいろな入札参加資格要件はそれぞれ定まっているところはございますが、そういった中で、特に（2）の③以下の競争参加資格の格付け以外に一定基準を満たしているということで、平成10年以降に、1年を超える類似業務があると。その類似業務の内容としては、博物館関係、それから、規模としては7,000m²以上という規模設定をしてございます。これは、なぜこういうことをやっているかと申しますと、先ほど冒頭、東博の規模7万余ということで、7万という東博は日本一でございまして、通常、例えば建物建設などありますと、2分の1以上の実績があるとかというふうに設定するのですが、2分の1で設定してしまいますと、東博以外のところでやった人は全員排除になってしまふので、それで、最低でも1割。なぜ1割にしているかと申しますと、美術館・博物館でちゃんとしたところと申し上げたら、ちょっとほかのところに失礼かもしれません、公立とか、国立とか、かなりきっちり名だたるところは、大体1万ぐらいの面積を持っているところが多ございますので、そういったところでの実績があれば、やっていただけるのではないかということで、7,000という設定をさせていただいたものでございます。それと、当然、いろいろな特殊な業務がございますので、それらの類似業務に関しても、経験があることというようなことで定めさせていただいたものでございます。

それ以降は、非常に手続的なことでございますので、ごらんになっていただければ、入札スケジュールとか、その提案内容の項目とか、書かせていただいてございます。これらについても、いろいろと選考したところも含めて参考にさせていただいておりますので、基本的にはそこはないと思っておりますが、御議論いただければと思います。

それから、14ページ目にまいりまして、落札決定評価基準、その他、決定の定め方でございますが、入札等評価委員会、委員長を含め3名ということで、評価をしていただきまして、総合評価方式で落札者が決定していくことを考えておりまして。15ページ以降には、情報の開示方法等についても書いてございます。16ページ目には、実際に、東博等で行う実施の仕事のときに、どういった形で東博の施設を使えるかというようなこと、内容についてもお示しをさせていただいたところでございます。

その他、報告事項等々につきましても、18ページ以降に示してございます。ちょっと省略をいたしますが、あと、80ページ「落札者決定基準」を定めてございます。これについては、基準の位置づけ等はちょっと省略をさせていただきまして、83ページにフローを定

めておりまして。入札公告から、参加表明、一次審査、入札、それで、二次審査の中で総合審査をして決定するというものでございますが、その決定方法については、「加点項目審査の加点項目と配点」が 86 ページにございまして、業務実施方針とか、業務体制、リスク対応、サービスの質の確保、それから、個別の業務計画の内容などを審査項目として点数化していく、それを更に、次の 87 ページにあるような 5 段階評価において点数づけをしていくという仕組みにしてございます。

雑駁ではございますが、全体の説明は、以上とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○小林副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 この市場化テストは、民間事業者の競争によって、価格をできるだけ安くすることと併せて、業務の質をきちっと維持するということで、業務の質の設定は、非常に実施要項の中では重要な要素になると思うんですが、見ていると、仕様書が後ろの方の三十何ページ以下にあって、これを見ると、ものすごく細かく仕様書が書かれてあって、清掃なんかについても、これは箇、これはモップとか、これははたきとか、いっぱい事細かく回数まで書いてあって、ほとんど民間の提案というか、そういう違いはないのではないかという感じがするんですよね。そうすると、加点審査で項目としてはありますけど、実際に提案書の中で加点するような要素が、これを見るとあるのかなという感じはするんですけど、そこはどうなんでしょうか。

○金谷局長 基本的に、これは清掃業務についても、ずっとこれまでやってきた実績の積み上げの最低限という言い方は変なのかもしれません、必要な項目なんだろうということを書かせていただいた上で、この仕様を超えた提案が、逆に言えば、あるのかな。もし、そういうものがあれば加点するんだろうなと考えているところでございます。

ですから、例えば清掃の頻度についても、ここだったら毎日やらなくてもいいけれども、ここは 1 日 2 回やった方がいいという提案があるかもしれない、そういうことを考えた上で、標準的な仕様としては、これがベースですよとお示しした上で、いろいろな御提案を審査するのではないかなど考えたところでございます。

○逢見副主査 従来やっていたものをやると、こういう書き方になるのでしょうかけれども。つまり、要求すべき水準は、清掃で言えば、きれいになっているということを要求して、やり方は、ある程度業者が、自分たちが一番いいと思う方法でやればいいと思うんですね。印象としては、仕様書があまりにも微に入り細にわたるぐらい細かくて、このとおりやるだけでも、もうそれで民間事業者は精いっぱいという感じがちょっとするものですから。その仕様の部分について、もう少し要求水準を示すという方向がいいのではないかと思います。

○金谷局長 実は、これだけでも足らなくて、実際には、その現場でやりとりすることはたくさんあるわけです、実際問題としてはですね。ですから、逆に言うと、要求水準とし

て、例えば業務の内容としての車寄せであれば、水洗いをして、洗剤で拭き取るというようなことも含めてやると。そうすると、その水準はどこまでなんだと言われたときに、逆に、ちょっとわかりにくくなってしまうのかなというところで、こういうそれそれで、実際にやっている実績を踏まえて、この程度は当然やって当たり前といいますか、誰しもが考え得る範囲だと。それを超えて、いや、これはもうちょっとこうするとよくなるとか、省力化できるとか、逆に、もうちょっとやらないと、これでは不十分だとかという御提案が必要なのかなというふうに考えたところでございます。

○小林副主査 今のに関連して言うと、すごく仕様がきちっと決められてしまっていると、何を達成すべきかと、その達成するところにどういうやり方の工夫があるのかということを飛び越えてといいますか、工夫を生み出させる契機がある意味なくなってしまうんだと思うんですよ。だから、これは、今まで実施としては、こういう実施の仕方でやってきて、それが達成した水準はこういう水準であるという参考情報的なものであればいいんですけど、その達成した基準が明確に示せるかどうかというのが非常に難しいところなんだろうと思うんですけど。民間事業者の創意工夫。コストと質ということを発揮させるためには、参考情報ではなくて、こういうふうにやってくださいというのであるとすると、あまりにも創意工夫を出す余地がなくなってしまうということではないか。そういうふうに御心配なさるのは十分わかるんですけれども。

それと関連して言うと、例えば6ページに、「包括的な質の設定」と「個別業務の質の設定」があるのでけれども、これは、こんなことがあっては困りますという、リスク管理といいますか、そういう意味合いが強い質の設定だと思うんですよ。だけど、実際は、多分、博物館に来た人たちが快適な空間を楽しめるのでしょうかし、快適に収蔵されているものが保存されるのでしょうかし、いろいろな博物館が機能を果たすための環境整備が保たれが必要なんだろうと思うんですね。

それを実際的に、例えば27ページで、アンケートのご協力のお願いがあって、これは来館した人たちがどういうふうに心地よかったですとか、どこが気持ち悪かったかとか、どこが悪かったかとか、よかったですというようなことを、定性的な記述も含めて聞いているようなことなんですけれども、本来的には、こういうアンケートの中の定性的な部分も含めて、博物館の機能を十分に楽しめたというような質の設定は本当はあるべきなんだろうと思うんですね。だから、これだと、発想的にはすごく逆で、こういうことが起こってしまったら、これは契約解除条件になりますよみたいなことを、質の設定のレベルにしているのですけれども、これをクリアすれば、ある意味、先ほどのものすごい仕様書を遵守すればいいというように、これを見た民間事業者は考えるのかなと思うんですね。そうすると、実施要項の仕立てとしては、公共改革サービス法の趣旨に則ったつくり込みというようにはちょっと見えないというのが率直な感想であることは確かなんですね。

結局、博物館がその機能を阻害せずに、1日たりとも閉館とかしないで、機能を十分に発揮できて、来館した人たちがその機能を十分に楽しめるような環境の整備を、こういう

施設管理・運営業務がやることであるとすれば、その最終的な達成すべき目標は何かということを、もう少しこの求めている業務と関連して設定する必要があるのではないかということなんですかとも、いかがですか。

○金谷局長 実は、ここの業務のうちの大半は、法定点検でやられているものなので、そういう設定に合いそうなものが清掃と植栽管理の部分なわけですね。なので、それ以外の部分については、「包括的な質の設定」で言うぐらいの内容しか基本的には。実は仕様に書かないまでも当然のごとく法的にやらなければいけないものということに関して、これらの保守点検業務は入っていますので、それは自動的に、実は法定点検を超えてやるということがなければ、みんな同じことしかやらないんですね、本当のことを言うと。その設定は、ほぼ法律上で定められているところで満足をしてしまっていて、評価のしようが余りないのかなという感じはあるのです。

○小林副主査 勿論、そうだと思うのですけど、これを見て非常に奇異に思うのは、例えば③の質の設定の部分と、では、実際に何をモニタリングするんだという7～8ページの「モニタリングの実施」を見ると、ここでは、かなりいろいろなモニタリングが考えられていて、例えば、利用者や東博等の職員からの苦情があった場合には、報告するということもありますし、東博等の運営に影響を及ぼすような重要な事象の報告でありますとか、また、その下だと、清掃の黙視点検があつたり、いろいろ東博等の職員が施設内を巡回して、遂行状況を確認・評価するとかですね。この部分と全然リンクしていない質の設定になっているのではないかというのが、私としてはちょっと不思議なつくり込みなんですね。

つまり、ここで応札して、落札した事業者が、自分たちは何の業務をどの質のレベルでやらなければいけないのかといったときに、モニタリングされている内容と、実際に達成しなければいけない質の設定が、全然リンクしないのは、業務の仕方として、どういう業務の仕方をすればいいのかということのつくり込みが、なかなかストレートにイメージできないのではないかと、この実施要項を読んだときに思うのではないかと思うんですけど、それはいかがなんですか。

○金谷局長 いわゆる遂行状況確認。報告は報告として、当然、いろいろな事象が起これば、報告をしていただくのですが、実際に遂行状況確認のところをごらんになっていただくと、基本的には、清掃と植栽ということで、アンケート調査による質の設定をやったもののプラス場内環境ということで、常に計測をしていかなければならない内容のものについてモニタリングする。ですから、プラスアルファの部分について、それは御提案の中出てくる話なのかなという感じで思っていたわけです。

一方、それでは、清掃と植栽については、そういう水準設定しているけれども、展示場内環境についてなぜ設定されてないのかと申し上げますと、これについては、東博は博物館なので、いろいろな種類の文化財収蔵品を持っております。それを展示する際においても、非常に設定の幅が広うございます。例えば、工芸の漆物ですと、湿度設定80%ぐらい。一方、金属工芸で言いますと、湿度設定20%ぐらい。全然違うものなんですね。そういう

ものがいろいろあったときに、こんなことを申し上げると、大変お客様には失礼なんですが、お客様の環境よりも文化財の環境を最優先に環境設定などもしておりますので、ある意味お客様からの不満は出て当たり前で、ある程度出ます。ですから、そこは評価にしてはいけないものであります。一方、そういった水準設定は、博物館で展覧するものによってその都度変わりますので、そこもこういうところに書き示せない内容なわけですね。ですから、そういった個々の設定が無尽蔵にあります。それに対してモニタリングをして、その設定に合っているかどうかという確認はしないといけない。そういう意味でございます。

○逢見副主査 それだったら、書ける部分もあると思うんですよ。モニタリングするところで、そういう展示物や何かが必要な湿度とか温度が設定されているかというところをもしモニタリングするのであれば、要求水準にも、そういう博物館としての機能を維持するためには、展示物に必要な温度や湿度の設定があるんだと、そういうものをきちんと達成しなさいということを書いておかないと、包括的質では、展示物に損傷を与えてはいけませんよ、重大事故を起こしてはいけませんよという、そこだけで、そこモニタリングで何をチェックされているのかがつながらないと、ちょっとわかりにくいと思うんですね。

○金谷局長 先ほども申し上げましたように、個々によってものすごく幅があるので、それを書くと、それこそこれが何十倍か何百倍の仕様書でダーツと書かなければいけなくなってくるわけですね。ですから、個別に設定をその都度指示をして、それでモニタリングと合わせるという意味で、作品の損傷等の影響がないという、そこでのリンクエージを図っているところなんです。

○小林副主査 個別のこの収蔵品についてはこういうふうな環境を設定しなさいということではなくて、例えば展示物と収蔵品の保存状況といいますか、展示物の状況についての質の設定という、その機能、ファンクションで区切って、一定のレベルを出せばいいのではないかですか。そうすると、収蔵物あるいは展示物についての保管状況、あるいは展示状況の環境について、それから、展示物を見ている来館者の方々が心地よく見ることができたというような満足度の部分とかですね。このアーケは、目的から見ると、そういうことを全部担保するために、きちんとした業務をやってもらわないといけないことだと思うんですね。この一連の業務として出てくるところのアウトプットなりアウトカムなりが、そういう結果であると。だから、結果について設定しないと、結果についてモニタリングするのだろうと思いますから、その部分は、質の設定の部分をもうちょっと工夫しないといけないのだろうと思います。

個別の業務の質の設定は、不満足度調査みたいになっているのですけれども、不満足度で測っていくというのも、これは初めて見たぐらいの非常にレアな測定の仕方で。これはベースラインというか、少なくとも達成しなければいけない部分になっているわけですが、博物館としては、博物館のミッションなり、機能なりを十分に果たすことができるサポートの管理・運営業務が、どのぐらいうまくやっているのかということについて、質を高め

るという観点が必要なんだろうと思うので、この設定の仕方はやっぱりよくないと思います。

○金谷局長 実は、満足度調査は、「不満がありますよ」というところをいかに減らすかというの。私どもアンケートは、常に展覧会ごとにやってございまして。データの出方についても、ある程度わかっているつもりでいるんですが。不満足な部分を、不満が出た部分をどれだけ排除するかということが一番のミッションとして高いわけですね。そこを押さえておかなければいけない話なんだと思うんですよ。

○小林副主査 今おっしゃることはわかるんですね。ただ、ここで不満足を測っているのは、清掃業務と植栽管理業務です。ここだと、不満足というのはかなり限定的だと思うんですよ。そうではなくて、私が申し上げたのは、博物館がミッション達成、機能達成をする上での満足度と申し上げたわけですから、この測り方とはちょっと違うんですね。それをアンケート調査で測れるのか、何で測れるのかというと、また、いろいろ議論があるのかもしれないんですけども、ここの切り分け方は、清掃業務と植栽管理業務について、不満足を5%以下にするというのは、極めて限定的過ぎると思います。

○金谷局長 それ以外のところについては、設備的な部分でのコントロールですので、ここは計測できる測定値の数字なわけです。出てくるケースの中でのコントロールも勿論やっておりますが、全体としてそことのそごがあると、例えば結露を起こして見えなくなるとかということがあるので、全体としても、それにうまく乗っていけるような調整はしているんですね。そういうことは、実はお客様にとって、満足度の高いものには必ずしもなってないケースがあります。そういうものに対して満足度を調査するのは、当然、博物を大切にしなければならないということで御理解をいただけているお客様はたくさんいらっしゃるのですが、ときどきクレームが来たりもします。

○小林副主査 私が申し上げていることを、まだ十分理解されてないよう思うんです。つまり、博物館の機能は、重要な文化財を保存しております。それを展示しております。ですから、保存機能と展示機能なりというので文化的普及・啓発を図るという大きな機能があるんだと思います。ですから、保存が最適に行われているといったレベルの質の設定は、この管理・運営業務のトータルな結果として、それが実現されるんだと思いますから、保存状態が維持されているかどうかについての尺度は設定できるのではないかということですね。

それから、もう一つの側面としては、そこに来館された方たちが、十分に展示物を楽しむことができて、何らかの意義を学ぶことができるとかというような意味でのお客様の満足度でしょうし、環境が非常に整備されていて、例えば休日とか、特設展とかで、入館者の数が随分違うことがあるでしょうから、非常に混雑した場合でも、どの程度だったかとか、混雑した場合には、清掃業務にしても、どういう清潔さを保つたらいいのかということについてもあると思うんですね。その部分について、何らか定性的なことも含めて質のレベルが設定できるといいのではないかということなんですね。つまり、ここで、従来

の実施状況がよくわからないのですけれども、例えば収蔵品とか展示品についての状況調査といいますか、東博としては、保存状態がどうであるかということについてのチェックは勿論やっていらっしゃるんですよね。そういうレベルは、保存状況については、ある一定の質を達成しているという、今までの実施状況から見て、これは適正であるというレベルがあるのではないかでしょうか。それはないんですか。

○金谷局長 少なくとも収蔵庫は、おっしゃるとおりでございます。収蔵庫だけというよりも、収蔵庫は常に安定して普通に守っていれば、そのとおりになりますので、要するに、壊れない限りは、問題は起こらないはずなんですけれども、一番問題になるのは博覧会場でございまして。展覧会をするに当たっては、そういういろいろな条件が輻輳してございますので、その都度決めになってしまふというところなので。当然、お客様の満足は、展覧会の内容で満足されるケースもございますし、環境で満足されるケースもありますが、環境については、逆に、博物を優先する部分があるので、定められないといいますか、必ずしもそういった満足度だけでは測れないものがあるということのモニタリングをやりますと申し上げたわけです。

○小林副主査 伝わっていますかね。

○藤本課長 実は、保存の部分についての何らかの数値的な設定と、あとは、お客様へのそういう何らかの数値、例えば満足度でちょっと低いかもしませんが、50%とか、そういう設定をしていただきたいという、そういうことでよろしいんですか。考え方として、今、我々は清掃と植栽以外は、ほとんど事故がなければ、あとはいいですよということですけれども、それですと、全く創意工夫がないということですので、お客様が満足できるような、例えばアンケートで温・湿度について、もしくは展示会場の環境について、気持ちよく見ることができましたかという満足度調査を、また別途やってほしいという、そういう意味合いでよろしいのでしょうか。

○逢見副主査 6ページに、「本件業務の実施に当たり確保されるべき質と評価の指標」があって、今の説明を聞いていると、展示物を、あるいは陳列されているものをきちんといい環境で保存するという保守の部分と、それから、来館者が快適に館内を見て回れるという、清掃なり保守の部分とあるという説明なんですが、これを見ると、そういう要素がないんです。アンケートだけ見れば、そこは来館者の感覚でしかないですね。モニタリングでいくと、業務日誌を作成して、毎日提出しなさいと。その注1を見ると、そこには、業務日誌は、展示室の温度・湿度・害虫の有無等の情報を把握するために活用すると。これは、「文化財の保存に係る業務を行うにあたり」と書いてあるんです。業務日誌の方は、文化財保存のためにどうやっているかということをチェックされるということで業務日誌をつくるんです。ところが、「確保されるべき質」のところには、そういう部分がないものだから、何を要求されているのかということが、これだとよくわからないのではないかと思うんですよ。だから、ちゃんと要求水準として、来館者にはこうしなさい、展示物にはこうしなさいということがわかるようにしなければ、業務日誌も書きようがないのではないか

いかと思うんですね。

○事務局 確認させていただきたいのですけれども。今回、委託しようとされている業務で、具体的に何を求めているかということは仕様書に書いてあるかと思うのですけれども、例えば、空調施設の管理業務があって、それを拝見すると通し番号で 66 ページですが、A～D まで業務内容が書いてあって、運転業務・監視業務・点検業務・応急処置がありまして。日常のお客さんが入っている時間のところで言うと、運転がその仕事の中身になるんだろうと思うのですけれども、その運転の時間については書いてあるんですけども、どういう温度にしたらいいのかとか、湿度にしたらいいのかとか、そういうことは書いてないんですけども、そこは誰が決めることになっているんですか。

○金谷局長 先ほど来、御説明申し上げているとおりでして。展覧するものによって全部違うので、その都度定めています。

○事務局 それは受託者が決めるのではなくて、博物館の方が指示をするということですか。

○金谷局長 そうです。個別に、ここはこうしなさい、ここはこうしなさいと。

でなければ、先ほど御指摘のあった「文化財の保存に関して」というのは、出しているときが一番保存状態が悪くなるので、そこをちゃんとやれという意味なんですね。

○事務局 それは数字で決まっているわけなんですね。何度とか。

○金谷局長 はい。基本的な設定は、温度何度±1 度 2 度、湿度何%±5 %、10% と、そういう設定で、ここはこれにしなさい、ここはこれにしなさいと。

○事務局 それは、結果、守られていたかどうかは測定されるということになっているんですか。

○金谷局長 機械測定してできることになっています。

○事務局 民間としては、その数字を守るように操作をすることが目的になるわけですか。

○金谷局長 そうでございます。

○事務局 最終的に、例えばカビが生えたとか、壊れてしまったとか、そういうことまでは責任を問われないのでですか。

○金谷局長 過去の経験からそういう設定をしていると、そういう事故が起こらないという条件のもとに指示をしていて、それが守られていれば、例えば仮にカビが生えたとすれば、その温・湿度条件で本来起り得るはずではないものが起こったとすれば、別に原因があるから、それは、それを請け負った側での責任ではないはずです。

○事務局 物の保存についてはわかったのですけれども、お客様の観点は、そういう空調の操作にはかかわってきてないんですか。

○金谷局長 基本的には、ある程度のそういうお客様の環境設定はあるんですが、どちらかというと品物の方を優先して設定しているので、必ずしもお客様の満足度にかかわるような設定になっているとは言えません。

○事務局 物の置いてあるところは、陳列ケースであったりするわけですが、指示自体は、

部屋全体の温度になるわけですか。

○金谷局長 いや、両方あります。部屋全体もありますし、ケースの中もあります。それはなぜかというと、部屋の温度とケースの中の温・湿度が狂うと、結露を起こしたり、いろいろな支障が出ますので、それもわかった上で、ここは幾ら、ここは幾らと。

○事務局 そういうことは、ここにある仕様書を見ると、基本的には見えてこないのですけれども、それは何か別途指示みたいなものがあるんですか。

○藤本課長 展示がかなり頻繁に変わります。それによって、展示ケースの中身も、木工だけであれば、木工だけでいいんですけども、そういう場合ではなくて、書物と金工が一緒になったり、そういう場合がございまして。すべてを数値化しようとすると、先ほど金谷が申し上げているように、膨大な量になってしまいます。また、文化財でも、同じ木工であっても、その文化財の状態によっても違いますし、外気温とか、あと、入館者が多ければ多いほど室温が上がりますので、その際の環境設定を、若干幅を上げたり、本当にその都度、その都度やらないといけない。そういうことですので、文化財に関しても、数値化をここに入れ込むと、例えば木工であれば大体この程度という書き方をやってやれないことはないんですが、ただ、場合場合によって、うちの方の指示が、本日はこうだったので、この示した数値以上のものでやってほしいという場合もたまにございますので、そういう場合に、こちらが指示したことを仕様書に書いてないからできませんと言われても困るわけです。また、お客様に対しても、基本的にはお客様の満足度と、見るための環境を整えることは勿論とても重要なことですですが、それ以上に文化財の保存のために、ある程度我慢していただいているという部分もございますので、満足度として50%、60%とかということでも、たまに、それよりも下回る場合もございますので、その辺の数値目標を、今までのアンケートとかそういうのを見た上で、出そうと思えばできなくはないので、ちょっと一度持ち帰らせていただければと思いますが。

○事務局 機構の方も、いろいろ御自分たちは非常に業務のことは詳しく知っておられるので、ある程度考えた上でまとめてこられたと思うんですけども、委員の先生方に御理解を得るところまでは行っていないような感じがいたしますので、理解が十分でないところを、私たちの方で追加で聞かせていただくことも含めて、もう一度整理をさせていただければありがたいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○逢見副主査 法定期検でやる部分がほとんどだから、個別の質の設定は、清掃と植栽だというふうに当初説明されていたのですけれども、今聞くと、かなり細かい部分の温度・湿度まで、展示品ごとに違うぐらい実は細かく設定しているものがあって、書き切れないぐらいだという、そこにものすごい何か落差があって、そういうのを我々は文化財の専門でもないものですから読み取れない。書いたものでできるだけわかるようにするのが基本だと思うんですよね。書き切れないのはわかるけど。しかし、書けるものはやっぱり書いてほしいと思いますよね。

○事務局 委員の先生がおっしゃっていることは、法定されている内容は、勿論それは担

保するべきなんですかけれども、法定しているからといって、それ以上の質が全くないということはないと思うんですね。それはあり得るかもしれないと思って検証することだと思うので、例えば法定している内容であっても、来館者に対する影響は出てくる部分があるのかどうかという検証がなされるべきだと思うんですね。ですから、その部分が法定だからといって、ぱっさりその部分は検討しないのではなくて、そこから更に来館者に波及するようなことがあるのかどうかということについて御検討をいただきたいと思います。また、包括的な質の設定において、今、aとbと書かれておりますけれども、本当にただこれだけの内容でいいのかどうかということについても、もう少し御検討をしていただきたいと思います。本当に一時閉館や開館不能な状況を招くことがなく、作品損傷と人身事故がなければ、ただそれでいいのかどうかということについても、もう一度検討をしていただきたいというのがあります。委員の先生がおっしゃっている意味合いとしても、多分そういうことだと思いますので、その辺について次回以降に御検討をいただきたいと思っております。

○金谷局長 わかりました。そのところについては、私の御説明で不十分だった点も多かったのかもしれません、少し検討をさせていただいて、わかりやすくするように工夫をしてみたいと思います。

○小林副主査 この業務を請け負うのは、多分、単純な施設管理・運営よりも、非常に重要な文化財であるとか、そういうものを普及・啓発するというような重要な博物館のミッションにかかわっている業務をサポートする業務であるということが、実施要項の核心にないといけないと思うんですね。だから、その部分の、そういった業務、そういう博物館のミッションを達成する上で、必要不可欠な施設の管理・運営業務を請け負う、それを受託するのであるということが前提になければいけないんだろうと思いますから、その観点で質の設定については、もう少し博物館の機能をサポートするという観点からつくり込みをしていく必要があるし、モニタリングしている内容とそれが整合性を持たないといけないのではないかということだと思いますね。

私も昔、会計決算でのスコットランド博物館のインタビューをしたことがありますけれども、そこではいろいろな指標があったんですよ。勿論、それを管理・運営業務に限定して考えると、収蔵品とか展示品の質の確保にどれだけそれがコミットしているかといいますか、貢献しているかとか、あるいは、来館者が適切に回っていろいろなものを見ることが快適にできるかどうかということも、勿論、別の切り口としてあるわけで、ミッションとしては、文化財の保存ということと、それから、それを展示したときに、いかに質が確保される環境を保てるかということと。その中で、来館者数が非常に増減すると思いますけれども、その中でも、来館者が快適に見ることができるだろうかということと。その観点が全部オーバーラップするわけではなくて、個別に評価していくという部分があると思うんですね。だから、その部分をもう少し書き込んでいただきたいというように希望しているわけです。

○金谷局長 おっしゃっている御趣旨はわかりましたので、そこについては、今、即答でこういたしますということは申し上げかねますが、いろいろな側面も含めて考えられる範囲でやっていきたいと思います。

○小林副主査 事務局は、先ほどどのよろしいですか。

○事務局 はい。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今日の審議で出ましたとおり、整理すべき論点がありますので、本日の審議を踏まえて、次回の審議に向けて、鋭意御検討いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理していただいて、結果を各委員に送付いたします。

本日は、ありがとうございました。

○金谷局長 どうもありがとうございました。